

## 第 7 号 議 案

退任理事に対する役員退任給与金の支給について

## 第 7 号 議 案

### 退任理事に対する役員退任給与金の支給について

1. 退任した理事に対する役員退任給与金は、役員退任給与金積立・支給規程に基づき161,392円の範囲内において支給する。

なお、その額および時期・方法については、理事会に一任する。

退任理事の略歴は次のとおり

氏 名	略 歴
上岡 保夫	平成30年5月 理事就任 令和元年8月 理事退任 (理事の就任年数) 1年2カ月